

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（出退勤の管理）

第19条 会計年度任用職員の出退勤の管理は、出勤簿（別記様式）により行うものとする。

2 出勤簿により出退勤を管理する場合は、所属課の庶務担当者が次により出勤簿を整理するものとする。

(1) 出勤時限までに出勤したとき、又は出勤時限前から出張若しくは公務外出したとき。

本人認印（朱色を用いる。）

(2) 週休日の振替

振休（青色を用いる。）

(3) 代休日

代休（黒色を用いる。）

(4) 年次有給休暇

年（1時間単位の場合は、時間を記入する。）（青色を用いる。）

(5) 病気休暇

有給の場合は「病（有）」、無給の場合は「病（無）」（1時間又は1分単位の場合は、時間又は分を記入する。）（青色を用いる。）

(6) 特別休暇

有給の場合は「特（有）」、無給の場合は「特（無）」（1時間又は1分単位の場合は、時間又は分を記入する。）（青色を用いる。）

(7) 介護休暇

介（1時間単位の場合は、時間を記入する。）（青色を用いる。）

(8) 介護時間

介時（時間又は分を記入する。）（青色を用いる。）

(9) 育児休業

育休（青色を用いる。）

(10) 部分休業

育休（時間又は分を記入する。）（青色を用いる。）

(11) 職務に専念する義務の特例

職免（1時間又は1分単位の場合は、時間又は分を記入する。）（青色を用いる。）

(12) 休職

休職（青色を用いる。）

(13) 停職

停職（青色を用いる。）

(14) 前各号に掲げる以外の欠勤

故（1時間又は1分単位の場合は、時間又は分を記入する。）（青色を用いる。）

(15) 遅参

遅（青色を用いる。）

別表第3に次のように加える。

12	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間
13	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

14	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師又は助産師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）
15	<p>会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合において、次に掲げる理由のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 当該出産に係る入院の付添い等のため</p> <p>イ 当該出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子を養育するため</p>	当該期間内における7日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間

別表第4の2の項及び3の項を削り、同表4の項を同表2の項とし、同表5の項事由の欄中「あつて、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同項期間の欄中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表3の項とし、同表6の項事由の欄中「手続き」を「手続」に改め、「あつて、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加え、同項を同表4の項とし、同表中7の項から10の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第6の次に次の様式を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。